

教育課程特例校指定申請書（新規）

文部科学省初等中等教育局長 殿	申請年月日を入力→ (例. 令和〇年〇月〇日)	令和7年7月2日
	管理機関名及び代表者の役職を入力→ (例. 〇〇市教育委員会教育長)	多治見市教育委員会教育長
	管理機関の代表者の氏名を入力→ (例. 〇〇 〇〇)	仙石 浩之

下記のとおり、教育課程特例校の指定を希望するので、本申請書により申請します。

記

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関名等を入力してください。

設置者の別	公立
(ふりがな) 管理機関名	たじみしきょういくいいんかい 多治見市教育委員会
都道府県・指定都市名	21岐阜県

2 特別の教育課程を適用する学校種を選択してください。

義務教育学校		校
--------	--	---

3 特別の教育課程を適用する学校名を入力してください。

(ふりがな) 学校名	たじみしりつかさはらしょうちゅうがっこう 多治見市立笠原小中学校
---------------	-------------------------------------

4 特別の教育課程を開始する年度を確認の上、チェックを付してください。

開始年度： 令和8年度

5 特別の教育課程の概要について、以下から選択してください。（複数の類型を併せて行う場合は、複数選択してください。）

既存教科等の組み換えによる独自の教科等の新設（※国際バカロレアの教育プログラムによるものを含む。）
 →①新設教科等名及びその目標・内容を簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

小学校1～4年生 外国語科
 小学校低学年から、全学年を通して系統的に教科としての外国語を実施することにより、小学校における外国語教育の一層の充実を図る。その中で児童一人一人の能力を伸ばし、創造性を培うことができ、将来、国際的な活動に参加できる資質・能力を育むことができる。
 第1・2学年の生活科35時間、第3・4学年の総合的な学習の時間25時間と外国語活動35時間を削減し、外国語科を第1・2学年で35時間、第3・4学年で60時間実施する。これにより6年間で合計330時間の外国語科を実施することになる。
 実施に当たっては中学年の指導教材および高学年の教科書に加え、児童の発達段階に配慮し、育成すべきコミュニケーション能力の素地を段階表に取りまとめ、それらを基に6年間の指導計画を作成、実践する。また、各教科等の既習事項を取り扱う独自の手法（笠原型コンテンツ・ベスト）も取り入れ、各教科の内容の系統性等も十分に配慮する。

→②内容を削減する教科等を右欄に全て記載してください。

前期課程	後期課程
<input type="checkbox"/> 国語	<input type="checkbox"/> 国語
<input type="checkbox"/> 社会	<input type="checkbox"/> 社会
<input type="checkbox"/> 算数	<input type="checkbox"/> 数学
<input type="checkbox"/> 理科	<input type="checkbox"/> 理科
<input checked="" type="checkbox"/> 生活	<input type="checkbox"/> 音楽
<input type="checkbox"/> 音楽	<input type="checkbox"/> 美術
<input type="checkbox"/> 図画工作	<input type="checkbox"/> 保健体育
<input type="checkbox"/> 家庭	<input type="checkbox"/> 技術・家庭
<input type="checkbox"/> 体育	<input type="checkbox"/> 外国語
<input type="checkbox"/> 外国語	<input type="checkbox"/> 特別の教科である道徳
<input type="checkbox"/> 特別の教科である道徳	<input type="checkbox"/> 総合的な学習の時間
<input checked="" type="checkbox"/> 外国語活動	<input type="checkbox"/> 特別活動
<input checked="" type="checkbox"/> 総合的な学習の時間	
<input type="checkbox"/> 特別活動	

→③内容を削減する既存教科等について、削減する理由、削減する既存教科等の内容及び当該内容を教育課程上どのように（どのような学習活動等により）補充するのかを簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

第1学年では、外国語科「みんななかよし」の単元で、生活科の内容のうち、(1)「学校生活を支えている人々や友達」、第2学年では、外国語科「水に入れると…?」の単元で、(6)「自然やものを使った遊び」を取り扱い、補充する。このことにより、生活科の授業時数が減少しても、①自分や身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもつ、②自分や自分の生活について考える、③生活上必要な習慣や技能を身に付けるなどを具体的な活動や体験を通して身に付け、自立への基礎を養うという生活科の目標は十分に達成できると考える。
 第3学年から第4学年については、外国語科の学習を通じて、外国語活動の学習内容の全てを補充するとともに、例えば第4学年の外国語科「あなたのおこがれの職業は？」の単元で、キャリア教育の観点から課題を設定し、様々な職業についての情報を収集し、整理・分析、まとめ、表現のプロセスを経て学習を展開し、総合的な学習の時間の探究課題「実社会で働く人々の姿と自己の将来」について補充する。このことにより、総合的な学習の時間の授業時数が減少しても、①探究的な見方・考え方を働かせる、②横断的・総合的な学習を行う、③よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくなどの学習の在り方を損なうことなく、資質や能力の育成が図られると考える。

英語による教育（いわゆるイメージ教育）

その他

6 地域や学校の特色と、その特色を活かして特別の教育課程を編成して教育を行う理由を記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

当校の前身である笠原小学校では、実践的なコミュニケーション能力の育成を目指し、音声から言語を獲得するのに適期とされている小学校の早い段階（低学年）から、児童の発達の段階及び教育課程全体を考慮し、「聞く」「話す」活動を核として、「読む」「書く」活動を含めた4技能に渡る外国語教育を展開し、一定の成果を上げてきた。

また、これまでの取組を底支えしてきたのが、平成14年度に立ち上げられた『笠原校区幼保小中一貫教育推進協議会』である。これまでに、同協議会を中心として町をあげての幼保小中の連携強化が図られており、その中核を担ってきたのが外国語教育であるため、地域や保護者からは強い要請がある。

笠原小中学校においても、英語科の活動を通じて児童一人一人の能力を伸ばし、創造性を培うことで、将来、国際的な活動に参加できる資質・能力を育むため、特別の教育課程を編成して実施する。

7 特別の教育課程を編成する際の各教科等の授業時数を別紙1-1及び別紙1-2の教育課程表に入力してください。

8 特別の教育課程を編成する学校の一覧及び教育課程の特例の概要を別紙2に入力してください。

9 以下①～⑦の各項目について、それぞれ要件を満たしていることを確認し、チェックを付してください。

(1) 各学校の同意

① 特別の教育課程を編成することについて、7の各学校の同意を得ている。

(2) 児童生徒の教育上適切な配慮

② 特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する各学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、多治見市教育委員会において確認済である。

③ 特別の教育課程において、学習指導要領において全ての児童生徒に履修させる内容として定められている事項が適切に取り扱われていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

④ 特別の教育課程について、児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

⑤ 特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

⑥ 特別の教育課程において、②～⑤までに記載するもの他、児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

(3) 実施要項記載事項の確認

⑦ 教育課程特例校制度実施要項に記載の事項について、7の各学校及び多治見市教育委員会において確認済である。

10 教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況の報告等に関する以下①～④の各項目について、それぞれ確認し、チェックを付してください。

① 7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。

② 7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、①の評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。

③ 特別の教育課程の内容について、7の各学校のウェブサイト（学校のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続する予定である。

【令和8年4月30日までに公表し、令和8年5月31日までに文部科学省に報告すること。】

④ 多治見市教育委員会は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度、その結果を、当該管理機関等のウェブサイト（当該機関のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表するとともに、文部科学省に報告する予定である。